第三交付区分	さとうきびに係る共済関係
第四交付区分	茶に係る共済関係
第五交付区分	たまねぎに係る共済関係

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百二十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第三十三条第一項（同条第四項及び同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連合会特別交付金の限度額に係る算式を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第三十三条第一項（規則第六十七条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める算式は、次のとおりとする。

$$A\times r$$

ただし、$\Sigma\ (A\times r) > B$のときは、$\dfrac{B}{\Sigma\ (A\times r)}$とする。

Aは、共済事業の種類ごとに、当該農業共済組合又は共済事業を行う市町村（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村をいう。以下同じ。）（以下「農業共済組合等」という。）が当該事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、当該会計年度。以下同じ。）の前事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、前会計年度。以下同じ。）において、法第百二十六条後段の費用並びに法第百二十七条及び第百二十八条第一項の施設（損害防止のため必要な施設に限る。）をするのに必要な費用として支払った金額rは、農作物共済にあっては当該事業年度の前事業年度の農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第二十二条第一項第二号に規定する農作物責任保険歩合を令第二十一条第一項に規定する農作物保険区分ごとの当該事業年度の前事業年度の共済掛金の合計金額により加重平均して得た率、家畜共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済にあっては共済事業の種類ごとの当該事業年度の前事業年度の総保険金額の総共済金額に対する割合、果樹共済にあっては当該事業年度の前事業年度の令第二十四条第一項第二号に規定する果樹責任保険歩合を令第二十一条第三項に規定する果樹保険区分ごとの当該事業年度の前事業年度の共済掛金の合計金額により加重平均して得た率

$\Sigma\ (A\times r)$は、当該農業共済組合等が属する都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）の組合員たる全ての農業共済組合等の$A\times r$の合計金額

Bは、共済事業の種類ごとに、当該農業共済組合等が属する都道府県連合会の前事業年度の剰余金のうち、特別積立金として積み立てる金額の二分の一に相当する金額（当該都道府県連合会が総会の議決を経て特別積立金の金額を超えない範囲内で異なる金額を定めたときは、その金額）

2　規則第三十三条第四項において準用する同条第一項の農林水産大臣が定める算式は、次のとおりとする。

法第十条第一項に規定する全国連合会が、総会の議決を経て定めた金額

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　平成三十四年四月一日に開始する事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、会計年度）における規則第三十三条第一項（規則第六十七条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める算式は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

農作物共済に係る算式

$$A\times r1$$

果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る算式

$$A-B$$

ただし、$\Sigma\ (A-B) > C$のときは、$\dfrac{C}{\Sigma\ (A-B)}$とする。

家畜共済及び任意共済に係る算式

$$A\times r2$$

Aは、共済事業の種類（農作物共済にあっては共済目的の種類、果樹共済にあっては果樹無事戻区分（規則による改正前の農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「旧規則」という。）第二十三条の二第五項に規定する果樹無事戻区分をいう。以下同じ。）、畑作物共済にあっては畑作物無事戻区分（同項に規定する畑作物無事戻区分をいう。以下同じ。））ごとに、農業共済組合等が当該事業年度の前各事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、前各会計年度。以下同じ。）において、農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済にあっては旧規則第二十四条第一項、第三項及び第四項、家畜共済にあっては同条第二項、第三項及び第四項、任意共済にあっては同条第六項において準用する同条第二項の規定により無事戻し（同条第一項に規定する無事戻しをいい、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第十条第一項の規定による共済掛金の払戻しを含む。以下同じ。）をすることができる金額の限度とされる金額を旧規則第二十三条の二第一項第四号に規定する無事戻金として支払ったものとしてこれらの規定の例により算定した金額を合計して得た金額（当該農業共済組合等の属する都道府県連合会が総会の議決を経て当該金額未満の金額を定めたときは、その金額）

Bは、果樹無事戻区分別の果樹共済、畑作物無事戻区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、前事業年度の剰余金（果樹共済にあっては当該果樹無事戻区分に属する旧規則第十九条第一項第三号に規定する果樹区分ごとの果樹剰余金配分額（旧規則第二十二条第三項に規定する果樹剰余金配分額をいう。以下同じ。）を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあっては当該畑作物無事戻区分に属する旧規則第十九条第一項第四号に規定する畑作物区分ごとの畑作物剰余金配分額（旧規則第二十二条第四項に規定する畑作物剰余金配分額をいう。以下同じ。）を、当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額）中特別積立金として積み立てる金額（共済事業を行う市町村又は旧規則第二十四条第四項に規定する事業承継組合が同条第三項に規定する移譲組合又は同条第四項に規定する事業廃止市町村から財産の譲渡を受けて無事戻しを行う場合には、同条第五項の農林水産大臣の定める金額）の二分の一に相当する金額

$\Sigma\ (A-B)$は、当該農業共済組合等の属する都道府県連合会の組合員たる全ての農業共済組合等の$A-B$の合計金額

Cは、果樹無事戻区分別の果樹共済、畑作物無事戻区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該農業共済組合等の属する都道府県連合会の前事業年度の剰余金（果樹共済にあっては当該果樹無事戻区分に属する旧規則第十九条第六項に規定する果樹共済再保険区分ごとの果樹剰余金配分額を当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあっては当該畑作物無事戻区分に属する改正法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「旧法」という。）第百三十四条第三項に規定する畑作物共済再保険区分ごとの畑作物剰余金配分額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額）中特別積立金として積み立てる金額の二分の一に相当する金額（当該都道府県連合会が、総会の議決を経て当該金額を超え、かつ、特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額）

$r1$は、農作物共済の共済目的の種類ごとに、当該事業年度の前三事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、前三会計年度）に属する各事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、各会計年度。以下同じ。）の共済掛金の合計金額のうちの組合員等の負担に係る部分の金額の合計額を重みとして、当該各事業年度の旧法第百二十三条第一項第一号ロに規定する通常責任保険歩合及び令第二十二条第一項第二号に規定する農作物責任保険歩合を算術平均して得た率